

平成30年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第5日目)

平成30年 3月19日(月曜日)

午前9時40分開議

- 追加第3 懲罰動議について
- 第13 議案第19号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第21号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第11号 平成30年度訓子府町一般会計予算について
- 第16 議案第12号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第13号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18 議案第14号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第19 議案第15号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第20 議案第16号 平成30年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第21 議案第17号 町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第20号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第22号 訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定について
- 第25 議案第23号 訓子府町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 第26 議案第24号 町道路線の廃止について
- 第27 議案第25号 町道路線の認定について
- 第30 議案第26号 訓子府町議会基本条例の制定について
- 第31 議案第27号 訓子府町議会議員政治倫理条例の制定について
- 第32 議案第28号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第33 議案第29号 訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 報告第1号 定期監査結果報告について
- 第35 報告第2号 出納検査結果報告について
- 第36 報告第3号 所管事務調査結果報告について
- 第37 一 所管事務調査について
- 追加第1 報告第4号 専決処分の報告について
- 追加第2 議案第31号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算(第11号)について

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	中村隆広君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

予算審査特別委員会が終わりましたので、これより本会議に戻して、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） ここで議会運営委員長から今後の議会運営についての報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長からお許しがありましたので、追加議案の取り扱いについてご報告申し上げます。

3月14日の午後3時40分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて協議を行いました。

案件につきましては、既に皆さまに配布をしていますとおり議案第31号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）についてと報告第4号 専決処分の報告についてを協議いたしました結果、本会議に提出することを決定いたしました。

なお、報告および審議につきましては、報告第3号 所管事務調査結果報告についての報告が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加案件として、議案第31号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）についてと報告第4号 専決処分の報告についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第31号、報告第4号を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君ほか1名から地方自治法第135条第2項の規定により、川村進君に対する懲罰動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、ただちに議題とす

ることについて、採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることについて、賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(上原豊茂君) 挙手多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◎議員川村進君に対する懲罰の動議

○議長(上原豊茂君) 追加日程第3、川村進君に対する懲罰動機を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により川村進君の退場を求めます。

(川村進君退場)

○議長(上原豊茂君) 提出者からの説明を求めます。

西山由美子君。

○5番(西山由美子君) 私、西山由美子は、3月16日に川村進議員に対して、懲罰の動議書を議長に提出いたしました。

その理由を説明いたします。

私たち議長を除く、9人の議員は平成30年度予算審査特別委員会を設置し、西森委員長^の指揮の下、3月13日から16日まで、8人の委員で予算審議を行いました。

13日の一般会計予算と16日の各委員の総括質疑の中で、同じ予算項目に対して川村委員から質疑が出ましたが、事実にそぐわない発言と感情的に関係者の名前を指して罵倒し、聞くに堪えない罵詈雑言^{ぼりぞうごん}を浴びせ、傍聴していたご本人を公の場にて侮辱しました。その発言を止めた委員長に対しても発言の撤回を拒否し、委員会の審議を混乱させました。

これは、地方自治法第132条、言論の品位の保持に違反するものです。

よって、川村議員に対して懲罰を発議します。

○議長(上原豊茂君) これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

本件は委員会条例第6条の規定により、4人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することといたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

従って、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員に1番、余湖龍三君、3番、西森信夫君、9番、河端芳恵君、10番、山田日出夫君の4名を指名いたします。

川村進君の入場を求めます。

(川村進君入場)

○議長(上原豊茂君) ただいま設置されました懲罰特別委員会の開催のため、午前11時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前11時00分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

ただいま、先ほど設置いたしました懲罰特別委員会の協議が続いております。

委員会より協議時間の継続の要請がありました。

よって、午後1時まで休憩といたしたいと思います。

午後1時からですのでご参集願います。

休憩 午前11時00分

再開 午後 1時00分

○議長(上原豊茂君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

最初に選挙管理委員会委員長より研修のため、午後から欠席する旨、通告がありました。

それでは、追加日程第3、川村進君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川村進君の退場を求めます。

(川村進君退場)

○議長(上原豊茂君) それでは、本件についての委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長余湖龍三君。

○懲罰特別委員会委員長(余湖龍三君) ただいま、議長からのご指示がありましたので、ご報告します。

本懲罰特別委員会は、本日午前9時50分から開催し、委員長に私、余湖龍三、副委員長に河端芳恵委員を選任し、付託されました川村進議員の懲罰の動議について、審議いたしました。

地方自治法第135条の規定による懲罰の種類については、一つ、公開の議場における戒告、二つ、公開の議場における陳謝、三つ、一定期間の出席停止、四つ、最も重い除名であることを確認した後、議論に入りました。

その過程において、公開の議場における陳謝を求める意見と、それよりも重い一定期間の出席停止の意見があり、慎重な上にも慎重に審議いたしました。

その結果、動議の大きな理由になっております16日の予算審査特別委員会での川村委

員の発言について、町民等に対する不穏当な発言である。一つ、議会常任委員会活動に対し、事実誤認の発言である。さらに、それら発言に対しての委員長の撤回要求にも応じなかったという点において、公開の議場における陳謝よりも重い一定期間の出席停止とする。この結論に至りました。従って、川村進議員の平成30年第1回定例会の今後の日程の出席を停止する懲罰を科すことの結論を報告いたします。

以上。

○議長（上原豊茂君） それでは、次に、質疑を許します。

質疑は1人3回までです。報告者に対する質疑となります。

ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。委員の皆さんには2時間にわたって、慎重な議論をしていただいたこと。敬意を表したいと思います。

一つだけ質問いたします。2番と3番の二つに意見に分かれたということで、3番の重い懲罰に決まったということで、これはわかるんですけども、2番における陳謝の部分、この懲罰を受けた川村議員、ご本人がこの懲罰に対して、どのような考えを持っているかということに対するご意見が議論がされたということに対して、その辺詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 委員長。

○懲罰特別委員会委員長（余湖龍三君） ただいまの西山議員からの質問にお答えします。

まず、川村議員のそれに対する返答といいますか、言葉を聞く機会がないという理由ですが、川村議員につきましては、懲罰委員会での反論の場も設けましたけども、それにも参加しないということなので、意見を聞く機会は、我々から奪ったのではなくて、本人からそのような対応があったということです。

さらに言えば、2番、3番と懲罰のレベルが違います。これは。ですから、我々としては反論の機会といいますか、その理由に対して本人の意見を聞きたいというのが非常に意見が分かれるところでありましたけども、行った行動と懲罰の調整がとれないということで、やはり3番の出席停止というきつい処罰をすることによって、本人に反省を促すということで結論を出しましたのでご了解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、川村進君に対する懲罰の件の採決を行います。

本件に対する委員長報告は、川村進君に今定例会の今後の日程に出席を停止という懲罰を科しましたが、これに対して本件の委員長の報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数であります。

よって、川村進君に今定例会、残りの日程の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

川村進君の入場を求めます。

（川村進君入場）

○議長（上原豊茂君） ただいまの議決に基づいて、これから川村進君に対する懲罰の宣告を行います。

川村進君の起立を求めます。

（川村進君起立）

○議長（上原豊茂君） 川村進君に今定例会の残りの日程に対して出席停止の懲罰を科します。

以上です。

川村進君の退場を求めます。

（川村進君退場）

◎議案第19号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号

○議長（上原豊茂君） これより一括議題の議案第19号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号について、質疑、討論、採決をいたします。

お諮りいたします。

一括議題の議案は予算審査特別委員会に付託し、委員については、議長を除く全員で行いましたので、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略をすることとし、質疑についても省略し、これより討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告ならびに質疑を省略し、これより一括議題の討論を行います。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 反対討論がないようですので、次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 賛成討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第19号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の採決をいたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第19号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第22号、議案第23号

○議長(上原豊茂君) これより提案理由の説明が終わっております議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第22号、議案第23号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第17号の質疑を行います。議案書73ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番(堤三樹磨君) 4番、堤です。議案第17号に関しまして、まず、各号間、前の町職員定数条例に基づきまして各号間の職員の流動可能というふうに私、解釈したんですけど、可能にする必要性についてお伺いしたいと思います。まず、その中に出てきています。ごめんなさい、改正案の中に出てくる当該任命権者ですとか、という文言ありますけど、これについてご説明いただきたい。

第2条にあります2条での条例規定外職員というんですかの扱いになるもの以外で当町の職員として条例外の規定外職員に該当する方がどういふ方々がいらっしゃるかをご説明いただきたい。

それから3点目に、平成23年から27年、訓子府町、先ほど、総括質問のものと同じになりますけども、訓子府町定数管理適正化計画に基づいて、計画92名のところ95名になりと、121名、5か年計画で終了しました。それからわずか2年程度で、あの時に計画は実質的には95名、121名の枠の中で95名と、それでいてもかわらず2か年程度で条例改正をしなければならなくなってきた理由ということで質問したいと思います。

○議長(上原豊茂君) 総務課長。

○総務課長(森谷清和君) ただいま、3点のお尋ねございまして、まずこの中で当該任命権者というのはですね、町部局であれば町長、それから町議会であれば議長、教育委員会であれば教育長というように、各機関の長ということになります。職員を任命する者という権利を有する者ということになります。

それから、定数条例の規定が適用されないといひますか、それにつきましては、臨時職員ですとか、それから例えば再任用職員の短時間勤務職員、そういった者がこの規定の定数に含まれない職員ということになります。

それから、適正化計画で95名という、ちょっと資料持ってきておりませんが、堤議員ご覧になった、その計画の95名がこのように今回、条例改正しなければならぬというようなことになった理由ということでお尋ねございましたけども、適正化計画につき

ましては、この定数条例の範囲内での職員の数の、どういうふうに配置していくかという計画になりますけども、その時と今回の全体の121名という職員の数、各機関の合計、機関の職員の合計の数、121名につきましては、改正するということではございません。今回ですね、例えば教育委員会の職員が今、74ページの参考のところ職員の定数を記載しておりますが、その中で教育委員会の職員、現在29人ということになっております。定数も29人ということで、今ぎりぎりということなものですから、今後仮にですね、先ほど規定外の職員ということで再任用の短期間勤務職員のことも申し上げましたけども、例えばフルタイムで勤務される再任用職員につきましては、この定数に含まれるということになります。それで例えば教育委員会の機関に配属と、例えば再任用された職員がですね、配属になった場合、30名になったりという場合がございますので、考えられるということもありまして、それで特例としまして、教育長と町長が協議をした上で、その場合については30名職員を配置できるという規定にしようというのが今回の改正の趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。しつこく言います。これ昭和33年に町職員定数条例という形で条例化されております。まず重ねて聞きたいのは、この定数ですとか、号間定数の変更関係というのは、何回も改正されていると思うんですけど、そこら辺に対して、121名に落ち着いたのは何年の改正によるものかということが、ちょっとまずお聞きしたいと。

そして、それからもう1点ですね、私はこれ今、お答えありました。これ一般質問でやったところなんですけども、訓子府町定員管理適正化計画というところで、あの時、確か教育委員会は21名で推移してたというふうに私は記録しております。それで今回もう2年経つうちに29名と。私その時にいろいろそれに関する質問をした時にですね、お答えいただいていたのは、今、課長の方だったんですけども、今年度、つまり去年の質問ですので、本年度は5か年の計画に対して改めて検討するつもりですというふうに、その時の回答でいただいております。これがその回答になるのかということも含めて、ちょっと確認したいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 121名となったのが何年かということでございます。これまでも何回か条例の方が改正になっておりまして、それにつきましてはちょっと何年というのはちょっと調べなければちょっとお答えできませんので、ご理解いただけますでしょうか。

それとですね、定員が21名だったということございまして、教育委員会の職員が適正化計画の中で21名だったというのはですね、この定数条例の定数につきましては、この限度ということで、限度内での職員を配置するということございまして、おそらく当時、その段階では21名だったのではないかなというふうに思います。ちょっと今ここに、平成25年度で23人おりました。現在29人ということございまして、特にですね、平成25年の幼稚園、保育園、これ事務長含む人数でございますけども、これが10人ということになっておりました。29年度で申し上げますと今、機構の改革もされ

まして、子ども未来課、ここにですね、子どもの保健部門、それも町の方からの委任によりまして業務が増えておりますけども、それで子ども未来課のところで4人、それから保育教諭で12人、合計16人ということで6人増加になっております。事務配分の例えば変更、町から例えば教育委員会の方に事務配分の変更ですと、あるいは事務量が増加するような状況になった場合、そういったことに対応するのに特例的に、その場合については人事規律はもちろんもちながら、町長と教育委員会との教育長との間で協議して、その点、職員を配置すると。ちょっと今ごっちゃになりましたけども、事務配分によりまして、その業務が例えば教育委員会が増えてしまうといった場合については、そういうふうに町長と教育長の方で協議しながら、定数29名のところ、例えば30名にするとかというふうに扱わせていただきたいということでございます。

○議長（上原豊茂君） 今、回答できない部分があるということに対して、この場で求めますか。

○4番（堤三樹磨君） 後でいいです。

○議長（上原豊茂君） よろしいですか。それでは後ほどということで、ほかにご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今、お答えで、そうしますとこの町定数の一部を改正する、つまり各機関、各号間というんですか、これを流動化という言葉がちょっと正しいかどうか、まあ移動できますよと。この中で121の中であれば、例えば今、教育委員会の方で29で足りない分、30、31、32ということも、町長任命という形でできるということのお話だというふうに解釈してよろしいんでしょうかと思うんですけれども、それでまずちょっと確認で申し訳ない、もう1回確認したいと言いますのは、前回のちょっと私、一般質問の時だったので、ちょっと情勢まで説明するとあれですけども、一般質問でちょっと教育委員会とか含めて、職員配置が偏重してるという、偏りないかというような部分を含めて質問させてもらった場合に、町長の回答の中で、それは違うと。うちの臨時保育士はまだ非常に品質が高いので正職員化することで4名増やした。これは事実だと。でもまだまだ足りない。人員配置と財政バランス、その時々を見ながら流動的にならなければならないというご回答を抱いております。確かにそのとおり流動的にならなければならないと思いますけれども、私その時に、じゃ、もしそういうふうに不足するんだとわかっているのであれば、こういうような改正なり、なんなりを先にちゃんと提示して、町民にもわかるように、町民って少なくともそれだけでも議会にわかるように、こういうことだから人員の配置人員を改定するべきではないですか。それを知らしめるべきじゃないですかと質問させてもらった時に、その時点で町民に対して回答するどころは検討させていただくという回答しか得られませんでした。それが今回の回答だと思うんですけども、その時にどうしても引っ掛かっていたのは、これははっきり言います。教育委員会、こども園だと思いますけれども、これは時世だとか状況とかいう流れではなくして、政策偏重、つまり、子ども、福祉、教育という部分の、そのことはそれに特化する部分がウエイトが高いがために、当然職員が少なくなるという結論めいたもので、時世とか状況の変化とかいうことではないんじゃないかと私は思うんですよ。それでその解釈、それで今回こういうのが出てきたんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

私の解釈違いでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、お尋ねの中で各号間、各機関ごとにですね、職員の数、自由に移動できるかというお尋ねございましたけども、基本的には、これにつきましては、第1条で定める各機関ごとの人員を中で職員を配置していくという考えでございます。ただし、先ほど申し上げましたけども、例えばそういう再任用の職員が教育委員会のところに配置するというような状況になった時には、事前に協議を行って特例的に、過去、例えば町長の補助職員とその教育委員会の職員の間で定数を移動できるということで、あくまで第1条の定数の限度での職員を配置していくということをご理解いただきたいと思えます。

それから政策偏重というお話がございましたけども、これにつきましては一元的にですね、子どもの、例えば子どもに関する保健のことも含め、食育から何から、そういったことも教育、保育、そういったものを一元的にそういったものを取り扱うということで子ども未来課というものを設置したという経過もございます。そんなことで政策偏重というようなことでは、そんなことでもございませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「あり」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論があるようですので、反対討論からお願いいたします。

まず、反対討論。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 先ほどからも言っていますように、私は町の執行法制という自体は町民がもう多種多様にあると同じようにして、その町民全てに対して最大多数の最大幸福を望んでいくのが本来の筋だと。当然先ほど言ったように情勢や順番、小さな台所ですから限られています。ですからその一時期において、やはりこれを先に優先するとかということによって、そういうバランスが必ずしも取れないこともあり得るかもしれないですけど、やはり小さな台所ゆえに政策のバランスというのは非常に大切なことではないかなと私は思います。ですから今回、政策的にこういうことも園含めて、こういう形で職員の号数間の定数の移動をかけないと補充が効かないんだという理由もわかります。ですけども、基本的にはやはりそれならそういう形でその条例を改正するなり、町民にも私たちにもわかる理由として、これをそのまま条例をこのまま見ますとですね、ある意味ちょっとうがった言い方しちゃうと、合わせてこの中、121に納まれば勝手に変えられますよとっている条例のように私は改正のように捉えるものですから、それは正しくないんじゃないかなと。きちんと足りないなら足りないという形で定款の変更、これと同じようにして出していただければ、教育委員会足りませんと、教育委員会でないな、ごめんなさい、間違ったらごめんなさい。教育委員ですか、職員足りないなら足りない。こういうふうに

定款変更したいと。私は本来出すべきでないかな。これ菊池行政においては、こういうことはあり得ないのかもしれないけども、このほか、これから行政を担っていくもの、また代替わりしたり何なりで、こういうような状況、つまり先ほどちょっと一部分で、こういう可能性として政策の偏重、偏りっていう意味ですか、でも出た時に、これに追随するような、こういう条例があると、やはり問題が生じるんじゃないかなと私は思うので、この中での内部にいて流動化を認めるような改正案は反対させていただきたい。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、賛成討論ございませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。内部的なことに関しては、あまり状況はよくわかりませんが、今回の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について問題ないんじゃないかと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山議員、職員定数の関係の議論ですので、ちょっと今の内容は違ってくると思いますけど。

○5番（西山由美子君） 17号ですね、違うところ、すいません。

○議長（上原豊茂君） ほかに、賛成討論ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。賛成討論というか、今、堤議員からそういうことの懸念も含めて、いわゆる政策の偏重でないかと。それに伴って職員の、役場内職員の異動も本来ふさわしくないんでないかというふうなお話がありましたけれども、基本的にはやはり職員総数の問題が一番大事になるのかなと思います。首長、いわゆる執行者、一番理事者、町長がどういうふうな政策を打って出るのかというのは、やはりそれぞれ、その時々のお考え方もありますし、政策の重点というのは、当然これはあつて不思議ではない状況じゃないかなと思います。そういう中であつて、定数、いわゆる総定数を121名を超えてということであれば本当に基本的には大きな問題になりますけども、その間でどうやって、いわゆるコストも含め、政策コストも含めて考えた中で今ある定数の範囲の中で、それぞれのやりくりをしながら、今一番求められている政策をどう実行していくかということは、基本的には何ら大きな矛盾を抱えているような問題ではないというふうに私は思いますので、これについては反対ということにはならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは、討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号の質疑を行います。議案書75ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号の質疑を行います。議案書84ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の質疑を行います。議案書90ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の質疑を行います。議案書91ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番(堤三樹磨君) 今回の訓子府町中小企業・小規模企業振興条例制定にあたりまして、これ基本的には平成26年、国が制定しました小規模企業振興基本法ならび小規模支援法の、この2本立てのものと、それから28年に出されてました商工会からの要望提案書、小規模企業振興に関する条例制定への要望書が基になっているというふうに私は解釈していたんですけど、まずそこが間違いないかどうかということの確認と、それで特に商工会の方から出ていました中に今回の条例のものと若干修正されたのかどうかも、ちょっと私の方で確認していないので、それを確認したいという意味でしたいんですけども、中小・小規模企業を並記しないほしいという要望があったと思います。つまりこの中小企業・小規模企業振興条例という書き方でなく、小規模でというのが商工会から確か出たというふうに、産建の所管事務調査の時に私ども確認しております。それでその内容が変わっているということと、それから基本的理念の持続的展開に対する、持続的発展に対する理念の部分の指示がちょっと薄い条例案を読ませてもらった時に、これも商工会から要望が強かった部分ですけども、ちょっと弱いように私は受け止められたんですけども、そこら辺も調整といいますか、されたのかどうか。

もう2点ですけども、伴走型支援ということで、商工会という立場、これに対して、これやんわり書いてあるんですけど、国なんかの条例、もっとひも解くと、正直言うと商工会の怠慢もあるんだというのも非常に書いてあったと。今まで申し訳ないですけど、それも申請者でなかったの、私は一般質問とかで、これ触れなかったんですけど、商工会ももう少しきちんとやっていれば、こういうことにならなかったということ含めてこれ書いてあったはずなんですよ。そこら辺がちょっと、商工会からもこれ要望出た部分、位置付け、ちょっと読み取りにくいんでないかということに対して、そこら辺の解釈ですね。

それともう1点、枠内、地域内の受注機会の確保、これも商工会の方から提案理由の中に盛り込んでほしいと。これ中小企業基本法第23条からのそれは引き継ぎになる項目になるんですけど、そこに対して、これなぜここをさらに食い下がるかということ、先日2月に立石裕明さんですか、商工会で講演ありました。町長が肝いりで、まあうちに来いよというような話をされたというニュアンスで聞いております。その方と、それからその時、鬼塚貴子さん、中小企業庁の振興課長補佐、この二方のコラムといいますか、それが今回の小規模基本法の中での私の考え方の、ああそれで納得した部分なんです。その中に特に中小企業・小規模企業の並列というのは本来あり得ない、何のために小規模基本法を作ったんだということで理解しなさいというの、すごくうたってたものですから、ですからそういうことも含めて、ちょっと今言った部分がどのように当初出てきていた商工会からの要望書とこういうふうに様変わりしていったのかということについて質問したいと思

います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま中小企業・小規模企業振興条例の制定に関しまして、何点かご質問いただきました。

まず1点目の今回の策定にあたりましての基本となる部分というんですか、平成26年の小規模基本法、それから支援法、それから28年の9月に商工会から町長宛てにですね、「小規模企業振興に関する条例の制定の要望について」という要望書をいただいております。これに基づきまして、基づくっていうのも辺ですけども、これ等もございまして、今回の条例制定に向けて進めてきたということで、堤議員がおっしゃるように間違いないと。間違いないと言ったら変ですけども、そういうことで進めてきているところでございます。

それからですね、2番目の持続的発展の関係でございまして、商工会の要望の中にはですね、堤議員がおっしゃるように基本理念に小規模企業の持続的発展が盛り込まれることというようなことで要望をいただいております。この辺に関しましても、本町で作りました素案、それと商工会とそれに基づいて商工会の中でも検討していただいた商工会案、その中で議論させていただいて、今回のような表現ということで、薄いという堤議員がおっしゃるように、読み取ると薄いんじゃないかというようなご質問でございまして、今回は条例は基本理念という部分が主にございまして、具体的な部分というのは、なかなか盛り込めていない部分でございまして、この辺に関しましても、今回の条例の中では商工会等とも十分協議した中で作成をしたということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の関係でございまして、商工会の怠慢というのはちょっと表現があれなんですけれども、今回の制定に関しましては十分商工会とも協議をし、それから町の内部でもですね、いろいろなところの条例等をみながら、どうしていくのかという部分も含めた中で作成をさせていただいていると。ちょっと何か答えが合っていないのかもしれないですけど、ちょっと質問の部分が理解できないで申し訳ないんですけども、ちょっと再質問またいただければあれだと、申し訳ありません、ちょっとすいません、申し訳ありません。

それから4点目の伴走型の部分に関しましてもですね、商工会の要請の中にはですね、伴走型というようなちょっと表現がないんでございまして、ちょっとその辺が私の方では計り知れていない、計り知れないと言ったら変ですけど、伴走型の部分に関してはちょっと持っていない部分でございまして、ちょっとこれも返答になってなくて申し訳ないんですけど、ちょっと理解ができなくて誠に申し訳ないんですけど、再質問していただければと。申し訳ありません。

それから、受注機会の拡大でございまして、町内事業者の受注機会の確保というような部分での、最後にご質問ございましたけれども、条例におきましてはですね、その部分、具体的な明示という部分はないんですけども、条例の中ではですね、ありませんけれども、現在の町が行っております、いろいろな施策ございまして、例えば住環境リフォームですとか、店舗改修、店舗出店、こういう部分につきましても、施工業者は町内ということで限定をいたしまして、町内の事業者の方々に少しでも受注機会、いろいろな工種はございまして、受注機会ということで、そういう部分も注目して確保をしているとい

うことでございますし、行政におきましては、町内から調達できるもの、そういうものにつきましては、当然町内業者さんに発注をし購入をしているということ。これは過去からもそうですけれども、今後もそうなんですけれども、今後ですね、この条例が議決になりまして、制定されましたらですね、当然基本計画策定会議、一般質問でもお答えしたように、策定会議などにおいて、また今後いろいろな具体的な部分を検討させていただきますけれども、当然その検討をする施策、振興策、こういう中にもですね、当然町内の受注機会の確保、機会が確保できるようなことも念頭に置きながらですね、政策等をどういうふうに進めていくかという部分で作っていかなくちゃならないという認識はしておりますので、受注機会に関しましては、これからも当然念頭に置いて進めていくことが当然町の商工業の発展というんですか、振興というか、そういうものが一番の重要な部分になってきますので、それは念頭に置きながら進めたいと思います。

ちょっとすいません、2番目と3番目、申し訳ありませんが、ちょっと私の認識がちょっとあれだったんですけれども、以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） もう1回、しつこいですが、中小・小規模企業を並記しないという部分をもう一度確認したいと。

あとほかの方は理念の持続的発展、伴走型、枠内受注機会、遠藤課長大変苦勞してご回答いただいて、私は聞きながら、国の方も小規模基本法というのと施策、具体的なもので小規模支援法という二つに分けております。それと同じような意味合いで、そういうような対応策、取られているんだというような、実際にこれから取りますし、取る方向で考えていますから、そこの方で中小企業の並記以外の部分は、そういう対応をしていくという形でご理解くださいというような回答だというふうに受け取ったんですけど、まずそれはよろしいでしょうか。まずここでもう一つ、その部分に関して、中小と小規模企業を並記しないということに対してのご回答いただきたいんですけども、それと合わせてですね、やはりこれ昭和38年に中小企業基本法ができて平成26年に小規模企業の振興の基本法制定されましたと。ここではじめてやはり私、この中小と並記しないことの意味合いですよ、小さな町工場やそれから小さな商店、飲食店、とにかくこういう小規模企業に、今まで中小企業とひとくくりになされていたんですよ。そういうものがようやく平成26年の内閣府の確定により小規模企業、小規模事業者として、はじめて市民権を得たような、法案ですので、それでようやく日の光が当たる条例ができるという部分ですので、やはりちょっとこれから今ご回答いただきますけれども、やはりそこはかなり組みしていただきたいというふうに思うものですから、しつこくこれ並記される理由に対してお聞きしたいということでご理解いただきたい。もっと気になる部分から言いますと、先日ちょっと山田議員の質問の方からもありました。これ一般町民はこういういろいろな町の振興策に、町が取られている小規模事業者に対する振興策に対して、成果とか、いろいろなものに対してどうだという話、こういうような、当然それはするべきです。するし、答えるべきだし、それはやっていかなくちゃならんけれども、ただ、今回の条例の中に持続的発展という中において、今まで上り調子でなくてもいい、こうですよと、生き延びるだけでもね、努力されているし、地域活性化のためには役立っている事業なんだと。極端な言い方すれば、例

例えば北海道において、開発局があるのはなぜだと中央の人は言う。それから例えば高速道路を引くよと、クマ、シカのためになんで道路いるんだと中央は言う。それと同じようなことだと思うんです。これ言っている意味合いは。ですから、そういうものに対する、議員も含めてちょっと理解がないんじゃないかな。これちょっと違うと怒られるかもしれないけど、30年の所管事務調査で今回この後も出てきます。議員も理解していないのかと思うので、中小企業の発展に対して調査しますよと。これ本来こういう意図を組み取れば平成26年にもう変わっているんですから、中小企業、小規模企業の調査をいたしますという文章に変えていかない。だから全体の認識がこの条例、これ私たち読んでいますんで、これに対しての、こう伝わってこないという部分が懸念します。ですから先ほど言ったように、振興策というのに対しては、ほかの方の部分でちゃんと補っていくんだという課長の話しでわかるんですけども、だからそういう部分がやっても、やはり理念条例とはいえ、ちょっと伝わり、事例として今ちょっといいかどうかあれですけど、上げさせてもらったんですけど、伝わっていない部分もあるんじゃないかなということも含めて先ほどの意味だったんですけど、そこら辺に対してもう一度お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず1点目、ちょっと先ほどの質問で私の答弁漏れというのか、部分だったかと思われる部分なんですけれども、中小企業と小規模企業を今回並列した中での条例制定という部分に関しまして、今、町内の企業、事業者を見ますとですね、堤議員がおっしゃるように、前にもおっしゃっていたように、ほとんどが小規模企業者に位置付けされる商店の方、それから事業者の方という部分でございますけども、中には、中にはと言ったら変ですけど、町内の中にも当然中小企業というような位置付けの企業の方もいると。少なくない。多くはないですけども、少なくない。そうした中で中小企業の方々についてもですね、町内業者として雇用の確保ですとか、そういういろいろな部分で重要な位置付けになっているというのは、議員の皆さんもご承知のことだと思います。本町については中小企業の振興条例というのは制定されてございませんでした過去からも。で、今回、小規模企業ということで、先ほど言ったように基本法が制定され、支援法も制定され、商工会等からの要請もあり、議会の中でも質問等もある中で今回制定をする部分でですね、これらのやはり町内経済の活性化ですとか振興を今後考えた時に小規模企業だけに特化することがいいのかと。逆にいけばですね。数は少ないですけども、当然中小企業の方もおりますので、そうした方々も含めた中で町内全体としてですね、町内企業全体を見据えた部分、これからも今後に向けてですね、今までもそうですけれども、今後に向けてもそういった中で全体を見据えた中での施策等をやはり行政としては進めていかななくてはならないということの認識もございまして、今回、中小企業・小規模企業を並列した振興条例ということで提案をさせていただいたのがまず一つ理由でございます。ただですね、かといって、先ほど堤議員がおっしゃったように、やっとな小規模が日の目を見るったら変ですけども、国の中でもですね、中小企業でなくて、小規模という部分を特化した中で日の目を見るというようなことから振興法、それから支援法ができたといえ、これは当然のこと、そのとおりであると思うんですけども、ただ本町としましてもですね、ただ並列した条例ができたとしても逆に中小企業を優遇するとか、小規模企業を下に見る、下という表現ちょっと申し訳ありません。見るとかということではなくてですね、先ほ

ども言ったように、同じ中で施策なり振興策なり、そういったところを一緒に考えながら進めていくというようなことで、今回、条例制定ということでございますので、並記した理由ということであれば、今言ったことで並記したということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから持続的発展の部分でございますけれども、これについてはですね、当然今、人口等も少しずつではありますけれども、ちょっと減少している。昔から見ると当然減ってもきている。それから消費者のニーズもいろいろな部分で変わってきているというのはもうご承知のとおりだと思います。そういった中で町としてどういうようにできるのかと。できるのかという表現があれですけども、企業者の、町内にあります商工業者、それから事業者、そういった方々をどういうふうに支援していくのかという部分に関した時には、やはり堤議員が言うように、これからどンドンどンドン発展するということは、ちょっとやはり考えづらいのかなと。これからのことも考えた時に、将来を見据えた時にもですね、ベッタウン化になってどンドン人が増えてくれば別かもしれませんが、そういったことが本町の場合、なかなか考えづらいという中で言うと、やはり今ある商工業者の方々、今、経営している方々を減らさないという部分がやはり一番大切になってくるのかなと。そういった中で持続的発展ということで、国の方もそうですし、商工会なり商工業の方々もやはりそういうのが一番願っている部分なのかなというふうには感じておりますので、持続的発展の部分に関しましては、先ほども言ったように条例の中では具体的なことはありませんけれども、今後作る施策なり、そういった中でもいろいろな方々の意見を聞いてですね、まずは持続的発展、発展というか持続可能な施策、そういうような部分を探りながら進めていくというようなことなるのかなというふうに、ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、私の思いとしては、そういうような思いということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。ずいぶん時間かかっている割には、聞けば聞くほどわからない条例だなと思って質問することを今決めました。

理念条例の典型だと思うんですね。それで具体的なことが規定されていない条例だなと思っております。

それでまず3条の基本理念なんですけれども、これの熟語は3条の一番下にある「推進する」「基本とする」、この文章は中小企業の振興はと一見これが主語のように見えますけれども、私はこれ自治体である訓子府町が本当の主語でないかと思うんですけれども、その解釈をお聞きしたい。なぜこういうことを聞くかという、この条例の狙いは中小の振興が目的なんでないですかね。その割には、中小に義務を課したりですね、おもしろい規定だなと思って読んでいます。それで第7条なんかをみると、私が言った3条の基本理念というのは主語が町だと思って読んでいましたら、ここにくると「中小企業者は基本理念に基づき」と出てきます。これっていいのかなと。基本理念に基づかなくても、せいぜい主体的に経営の努力云々かんぬんで努めるで、私は十分でないかなと。その結果、地域の振興に資するように結果が出れば、それに越したことのないんだけど、並列になっていますよね、努めるとともに。私はこれちょっと振興する相手に努力を随分科すもんだなと思って不

思議に読ませていただいております。

それと9条、これ大企業の役割とあります。「連携する」「協力する」「努める」と、このあたりはいいと思いますけども、2条では「町が実施する振興策に協力するよう努めるものとする」。わかったような、わからないような、ここで先ほど堤議員が言われた中小に対する発注とかですね、下請けという言葉が適切かどうかはわかりません。そのような努力、具体的な努力をですね、明記しないと、絵空事に終わるんじゃないかなという危惧を持ちました。

それと12条、これは全員協議会でも言いましたけども「町民に中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする」。これはわかりませんよあまりにも。やはり消費だとか、利用だとか、具体的ななぜ熟語が出てこないんでしょうか。それに努めると。すれという訳にいきませんから。そのような、いくら理念条例といいながら、具体的な規定になるべく努めるといのが努めではないかなと。自治体の努めでないかなと思います。

これをですね、今日変えれという訳にはいきません。これも議案出ちゃってるんですから、それで一定の期間、これを施行されて一定の期間おいた時に、私が言わせてもらったことも含め、全体的にですね、生きた条例に変えていくために、一定の期間をおいた後に見直して、改正も含むことが必要だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 何点かご質問をいただきましたが、まず第3条の部分、表現でございますけども、山田議員の方から実質的な主語に関しましては、表現の部分になるかと思うんですけども、今回の条例に関しましては、いろいろな道の条例、それから振興法ですね、小規模企業振興法等も参考にしながら作らせていただいたんですけども、まず主語に関しましては議員がおっしゃるように、基本理念でございますので、町が推進する部分ということになるかとは思いますが。ここに書いてあるように「持続的発展が図れることを旨として推進することを基本とする」という部分でございますので、ただ表現の部分でいいますと最初の「中小企業の振興は」という表現、この部分でいいますと、小規模企業振興基本法の第3条にもですね、基本の原則というものがございまして、この部分を参考にしながら作成をさせていただいている部分でございますけども、この中でも小規模企業の振興は、長いのでちょっと中略させていただきますけども、その事業の持続的発展が図られることを旨として行わなければならないというような表現、それから道の方の基本条例におきましてですね、3条の企業理念の部分においても同じように、小規模企業の振興はということからスタートしまして、持続的発展が図られることを旨としてというようなことになってございまして、それも参考にしながら今回作らせていただいたということで、表現的な部分については、そういう部分になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから第7条の部分、中小企業者・小規模企業者は、基本理念に基づき主体的にという部分でございます。これは基本理念という部分がいらぬのではないかと。なくても主体的に当然事業者は、行って経営の向上ですとか改善を行っていくということではないかというようなご質問だと思いますけども、やはり今回の条例制定につきましては、山田議員もおっしゃるように基本理念が基本になってございまして、やはりこの条例を作る上で企業者の方々も理解していただくために、基本理念という、この条例の基本理念、こう

いった部分をやはり尊重というか基づきながら各業者の方々が自主的にいろいろな部分をやっていただきたいと。それによって地域の振興を努めていただきたいということから基本理念という表現をさせていただいたことになります。

それから第9条の大規模企業の役割の部分で具体的に表現をすべき、要するに町内の業者に発注するとか、そういう部分も具体的に明示するべきではないかというようなご意見でございますけども、正直言って本町においては大規模企業者という部分が今のところはございません。ただ将来的な部分を考えて時に、今後とも情勢が変わるかわかりませんが、大規模企業という位置付けの事業者の方々が入ってくる可能性も十分、十分というか、考えられないとも、全くないともいえないという部分ございまして、今回大企業ということで入れさせていただきまして、そういった中で、やはり今回作ります条例、その部分で町内にあります中小企業、小規模企業の振興施策、こういうようにやはり協力をしていただくように努めてもらうということで表現をさせた部分でございます。今後具体的な部分に関しましては、大企業が町内に来た時というか来るとなった時に具体的な部分は町内の中小企業の方々なんかのいろいろな意見も聞きながら、商工会の意見も聞きながら、どのような対応をしていくかという部分はその時に考え、考えるというか対応していくような部分になるかというふうに考えております。

それから第12条の町民の部分でございます。この部分に関しまして、これも例えば消費の利用ですとか、そういうような部分で具体的なものを上げて理解を求めるべきではないかというようなご質問でございますけども、これは山田議員もおっしゃるように理念条例ということでございまして、町民に対して協力という部分を強制するという部分にはなっていないのかなど。具体的な部分でこうなさい、あしなさいというような部分が条例で明示されるというようなことではなくて、当然罰則規定も当然ございませんので、そういった中で他の条文も含めた表現の仕方の中で、今回については具体的な部分ということではなくて、あくまでも町民の方々に理解をいただいて、町内の商工業、それから事業者等の方々の振興が町の活性化、それから、しいて言えば町民の方々の生活の向上等に結び付いていくというようなことを十分理解をしていただくという部分で、行政としてもいろいろな部分で、工藤議員の一般質問でも答えたように広報等を行いながら理解をしていただくという部分で考えておりますので、この部分に関しましては、そこまで具体的な表現ということではなくて、今後いろいろな機会でも町民の方々にも理解をしていただくというようなことで進めたいというふうに考えております。

それから5番目の一定期間おいて見直しが必要ではないかと。これに関しましてはですね、やはり条例は制定いたしましたけれども、これからいろいろやはり状況が変わってくるというのは間違いないかというふうに考えております。ただこの条例を作ったからこれから永久に20年、30年、一つも変わらなくていいのかということではないとはいうふうにやはり考えておりますので、その時々、その状況の変化、それから町民の方々のニーズ、それから企業者の方々の考え方、商工会の考え方もそうですけれども、そういった中で必要があれば当然条例ですので、改正をするなり、なんなりというのは行っていくことも考えられるというふうに思っております。今すぐじゃ何年後に変えるとかということには、なかなかありませんが、そういった中で5番目の回答については、今言ったようなことで今後進めたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。確認で申し訳ないんですが、第一提案者といひますか、要望書を出してきた商工会と最終的にこれ調整、協議されて、こういう素案として出てきて、ここに提出されているということで解釈してよろしいですね。その確認がしたいと。

それと合わせて私もずるいんですけども、こういう条例非常に難しくてですね、私も本当に先ほど言った立石さんですとか、鬼塚さんの、そのコラムまで引っ張っていったら始めてストーンと落ちたというぐらい非常に理解しにくい理念の部分ですので、理解しにくかったんですけど、そういうものも含めて、先ほど山田議員からも質問がありましたように、ここで第5条4項と、この中で示している「おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要がある」という中で、こういう形を明言することによって、こういう見直しをするものを図るということを明確に示しているということで理解させていただいてよろしいかと。

この2点だけ確認したいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 堤議員もこれが最後ですし、私の方から答えさせていただきたいと思ひます。

一つはですね、これは2年間にわたってですね、商工会の役員と町が膝を交えてこの合意に達するに至ったということをもまず1点お許しをいただきたいということが1点です。それから堤議員は再三にわたって、こだわってありました中小企業と小規模企業を合体、並行するというのはいかがなものかという、これは全員協議会でもそういう意見がありましたね、私も先般の来られた講師の方にですね、この条例を見ていただいて、まずいのかということも含めて話をさせていただきました。ご存じのとおり、課長が再三言っているように経過がありまして、最初は中小企業振興法でいっている中小企業を対象とした条例化という話もうこれは工藤議員からの一般質問もございまして、ずっと経緯を研修してきた経過もございまして。しかし最近、国もですね、90%を占める小規模企業がですね、このままでいいのかという中で改めて、中小企業庁からしてみると画期的なこととして小規模事業者の特化したこの条例が出来上がっていったと。しかし実態としては四つしかない。全道で、この条例を作っているのは。こう考えていきますとですね、現実的にうちの商工会の皆さんや、あるいは私どもで話した時に、うちが平均の中でですね、条例化することが本当にいいのかどうかということであれば、ある意味では、そこは包含してですね、この町の中小企業振興のためにですね、みんなで力を合わせようよということで、まず位置付けさせていただいたということですね、ここはちょっとご理解をいただきたいというふうに思ひます。

それから、山田議員の方の質問にもありましたように、基本条例だと。これは町が条例制定するのは全くそのとおり。しかしこの第1条の目的でもありますように、町や企業者、商工会、金融機関、学校及び町民の責務を明らかにしながら、みんなでこの町の中小企業振興のために、小規模企業振興のために責任を持ちながら頑張ろうよという基本条例だということで、文言等についての不備な点や何かちょっと気になる点も確かにありますけれども、これも含めてみていただいて、問題ないですねということもいただきました。しか

し条例は生きものですから、基本条例とはいいいながら、今後、そんな5年なんてね、公務員みたいな発言しても困るんだけど、やはり必要な状況であれば直ちに直しながらです、よりよいものを作っていかなければならないと。狙いはですね、やはり地元の小規模企業者の皆さんが一層やはり発展していく。そのためにも町も全力で応援していくと。早速、協議会を作っていますね、具体的な中身の話をこれからしていかなきゃならないということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 賛成討論としてさせていただきます。

先ほど質問等で再三繰り返しのことも含め、くどのようなこともありました。これちょっと私もずるいところで、こういう条例、非常に制作されるに対してもご苦労されたし、理念条例非常にわかりにくい部分、ただ少なからずとも、小さな団体と言ったらあれですけど、町の中であれですけども、商工業者、小規模の方に対して、これほどまで真摯に向き合い、ご検討され、条例化されたことに対しては本当に、逆に私も含めて感謝申し上げますと合わせて、やはり先ほど言ったように5年という、条例の中に書いてあります。そういう部分も私どもから質問出ていたような、山田議員等も質問出ていたことも含めて、5年という書き方していますけれども、そういうことも検討するということも含めて、ある意味、発展する条例としてされることをお願いいたしまして、この条例の制定に対しては賛成申し上げます。

○議長（上原豊茂君） ほかに討論ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 賛成討論です。画期的な条例ができたなと思います。そして私が質問で指摘した、小さなことか大きなことかは別として、町長が総括的に今、答弁いただきましたけども、積極的な姿勢でこれを作られたんだということが確認できましたし、道内で四つか五つかですか、そういう厳しい環境の中においても制定されたことを是として、これが町ぐるみですね、これをきっかけにして、これを土台にして、中小の振興が図られることを期待も含めて賛成討論に変えたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、以上をもって討論を終了いたします。これより議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（上原豊茂君） 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号、議案第25号

- 議長（上原豊茂君） それでは続きまして、これより一括議題の議案第24号、議案第25号の質疑、討論、採決を行います。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に議案第24号の質疑を許します。議案書95ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第24号の質疑を終了いたします。
次に、議案第25号の質疑を許します。議案書97ページです。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第25号の質疑を終了いたします。
これより一括議題の討論を行います。
討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第24号、議案第25号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、議案第24号、議案第25号は、いずれも原案のとおり可決されました。
それでは、午後2時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

- 議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第26号

- 議長（上原豊茂君） 次に、日程第30、議案第26号 訓子府町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書99ページです。

余湖龍三君。

- 1番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので「訓子府町議会基

本条例の制定」についての提案理由をご説明いたします。

この条例の制定にあたっては、議会活性化特別委員会の中で検討してきました。まず基本条例提案に至るまでの経過を説明させていただきます。

議会の情報公開等、町民に「より開かれた議会」としていくために、議会改革を進める中で、平成25年度から町民に向けての議会報告会や意見交換会を毎年開催してきたほか、平成28年度からは「町民と議会の関係」などをルール化していく議会基本条例制定に向け本格的な議論、研修を行ってきました。

そこから^{こんにち}今日まで約2年間、活性化特別委員会で43回、活性化特別委員会の中に立ち上げた基本条例研究部会で16回の議論を重ねたほか、町民アンケートの実施、道内外8か所の先進議会視察研修や専門家を招いての研修、シンポジウム開催などに取り組み、昨年11月に素案がまとまり、意見公募も行ったところです。その後も議論を重ね、今日に至っています。

本条例は、訓子府町議会の議会運営の明文化であり、議員の責務などを明確にし、議会の活性化への不断の取り組みを誓う、議会と議員の決意表明でもあります。今後条例の精神に基づき、さらなる活性化が図られるものと確信しているところであります。

それでは、議案書の99ページをお開きください。議員提案であります。

議案第26号 訓子府町議会基本条例の制定について。

訓子府町議会基本条例を次のように制定しようとするものであります。

平成30年3月7日提出。

本案の提出者は、訓子府町議会議員 余湖龍三、同じく、河端芳恵、同じく、西山由美子、同じく、山田日出夫の4名でございます。

記以下の別紙条例案につきましては、別冊の逐条解説を資料としてお手元に配布させていただいておりますので、逐条解説により趣旨説明をし、提案理由説明とさせていただきます。

1 ページをお開きください。

議会基本条例前文。

訓子府町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される訓子府町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた訓子府町長（以下「町長」という。）とともに、訓子府町の代表機関を構成します。

この2つの代表機関は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、訓子府町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなります。

議会は、町民のさまざまな声を踏まえ、その役割・責務等自らの足元を見詰め直し、不断の改革を進めます。議会の権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにすることが議会の第一の使命です。

このような使命を達成するために、1. 町民と向き合い信頼される議会。

2. 町民が参画する議会。

3. 町民福祉の向上を目指す議会。

4. 豊かで持続可能なまちづくりを目指す議会を柱とした基本条例を制定します。

それでは、逐条解説の2ページ以降、基本条例条文について説明いたします。

まず、第1条では、条例の目的について、議会の情報を広く公開することで、町民の負託に応え、持続的で豊かなまちづくりを目指すことを規定しています。

第2条では、議会の役割について、町民の代表機関として、大局的な視点で意思決定することとし、自由な討議を通じ、政策等の意思決定までの論点・争点を公開していくことを規定しています。

3ページの第3条では、議会の活動原則として、町政の重要事項の意思決定や行政運営の監視など4項目を規定し、第4条では、議員の活動原則として、議員間討議や町民の意見把握などにより議員個々の資質向上に努め、個別事案の対応だけでなく、まちづくりを総合的に捉えた活動をするなど規定しています。

次に4ページの第5条では、町民と議会の関係として、町民の参加と連携の取り組みを7項目規定し、議会の情報公開の徹底と町民に対する説明責任、さらに町民などとの意見交換を行い、政策提案に結び付けていくことなどを規定。

5ページの第6条では、議会広報の充実として、町政に係る論点、争点の情報をさまざまな手段を活用して町民に周知することなどを規定しています。

同じく5ページの第7条では、執行機関と議会の関係として、さまざまな政策をめぐる論点、争点を明確にする議論を深め、より良い意思決定を導くこと。

第8条では、一般質問として、同じく論点、争点を明確にするための方法として一問一答方式で行い、町民に分かりやすい質問となることを規定しています。

次に、6ページの第9条では、反問権として、議員の質疑や質問に対し、町長等が反問できること。

第10条では、町長等が提案する政策等の形成過程資料の要求として、議員が政策の適否を適正に判断できる資料の提供の要求。

さらに、第11条では、予算および決算における政策説明資料の要求として、議会審議の水準を高めるための政策説明資料の作成・提出を求めることを規定しています。

次に、7ページの第12条では、自由討議による合意形成として、議案審議の結論を出すに当たっては、議員相互間の自由討議により議論を尽くし、合意形成に努め、町民への説明責任を果たすことや積極的な政策提案を行うことなどを規定しています。

第13条では、議会改革の推進として途切れることなく議会改革を進め、第14条では、議会モニターの設置として円滑な議会運営推進のための議会モニター制度を設けることができることを規定しています。

次に、8ページの第15条では、町民懇談会議の設置として、町民と議員との自由な意見交換の場としての町民懇談会議設置を規定。

第16条では、調査機関の設置として地方自治法に基づき、専門的な知識や経験を持つ方の活用を図ることや、議決により調査機関を設置できることを規定しています。

第17条では、議会事務局の体制整備として、議会、議員の活動を支えるため事務局の調査等の機能を強化すること。

さらに9ページの第18条では、議員研修の充実強化として、議員の能力向上のための

研修の充実や、各分野の専門家を議会アドバイザーとして協力を得ることを規定しています。

第19条では、議員定数として、改正に当たっての検討方法と提案方法を規定。

10ページの第20条では、議員報酬として、その定数及および報酬の改正に当たっては、参考人制度の活用など、広く町民の声を聴いた上で、改正していくことなどを規定しています。

第21条では、議員の政治倫理として、町民から疑惑の招くことのないよう行動することと、細かな事項は、このあと提案いたします訓子府町議会議員政治倫理条例で定めることを規定しています。

第22条では、最高規範性として、この条例が本町議会運営における最高規範となるものとし、これに違反する他の条例等は制定できないことを規定しています。

最後に、11ページの第23条では、条例に対する責務として、この条例及びこの条例に基づき制定される条例や規則等を遵守し、町民に対する責任を果たすこと。

第24条では、評価及び見直し手続きとして、毎年度この条例の運用において、その目的が達成されているか検討および評価し、その結果を公表することや条例改正の場合は、本会議において改正の理由等を説明することを規定しています。

次に、附則であります。この条例は、平成30年4月1日から施行するものといたします。

以上、議案第26号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第31、議案第27号 訓子府町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書106ページです。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、訓子府町議会議員政治倫理条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

本条例は、先ほど提案いたしました訓子府町議会基本条例第21条に規定している議員の政治倫理の基本姿勢をより明確化、具体化するもので、同条第2項の規定により制定するものです。

議案書の106ページをお開きください。議員提案であります。

議案第27号 訓子府町議会議員政治倫理条例の制定について。

訓子府町議会議員政治倫理条例を次のように制定しようとするものであります。

平成30年3月7日提出。

本案の提出者は、訓子府町議会議員 余湖龍三、同じく、河端芳恵、同じく、西山由美子、同じく、山田日出夫の4名でございます。

それでは、記以下の別紙条文についてご説明申し上げます。

107ページをお開きください。

第1条は、目的について定めたもので、議員は政治倫理の向上に努め、議会が町民から信頼される議会づくりを進め、町政の発展に寄与することを目的とするものであります。

第2条は、議員の責務について定めたもので、町民全体の代表者として自らの役割と責任を深く自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することにより町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないことを規定するものであります。

第3条は、政治倫理基準の遵守として議員として町民から疑惑を受けることのないよう6項目の倫理基準を規定し、遵守することを規定するものであります。

第4条は、審査の請求を定めたもので、議員が政治倫理基準に違反している疑いがある場合、町民または議員は、その審査を請求できることを規定するものであります。

第5条は、政治倫理審査会の設置を定めたもので、政治倫理に関する審査請求があった場合、訓子府町議会政治倫理調査会を設置すること。調査会の構成、組織などを規定しているものであります。

第6条は、審査会の調査、運営について定めたものであります。

第7条は、審査対象議員の義務を定めたものであります。

第8条は、審査対象議員の釈明の機会の保障を定めたものであります。

第9条は、審査会の審査結果を定めたもので、議長に報告するとともに、審査請求者及び対象議員に通知するほか、公表することを規定するものであります。

第10条は、この条例の施行に関する必要な事項は、議長が定めるものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第27号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

- 議長(上原豊茂君) 次に、日程第32、議案第28号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書109ページです。

余湖龍三君。

- 1番(余湖龍三君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由をご説明いたします。

本会議規則の改正につきましては、先に提案いたしました、訓子府町議会基本条例の制定に伴い、同条例に関わる規定の改正をするものであります。

議案書の109ページをお開きください。議員提案であります。

議案第28号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

訓子府町議会会議規則の一部を次のように制定しようとするものであります。

平成30年3月7日提出。

本案の提出者は、訓子府町議会議員 余湖龍三、同じく、河端芳恵、同じく、西山由美子、同じく、山田日出夫の4名でございます。

110ページに改正文が載っていますが、111ページの新旧対照表によりご説明いたします。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてご説明いたします。

第50条「発言の許可等」では、字句の整理と「一般質問及び緊急質問、報告等は演壇で行うこととする」との、ただし書きを加えております。

第50条の次に第50条の2「町長等の反問」を追加し、議長から会議の出席を要請された町長等が、議長の許可を得て反問できることを規定しております。

次に、第59条では「質疑又は討論の終結」に「自由討議」を加え、同条第1項、第2項及び第3項中「質疑」の後ろに「自由討議」を加えております。

第61条の「一般質問」では、第5項として一問一答方式について、第6項として一般質問の制限時間を設けることについての規定を加えています。

第63条の「準用規定」では、準用する先ほどの第59条第1項の見出の改正に伴う改

正。

第67条の「委員の発言」では、第2項として先にご説明しました第50条の2「町長等の反問」規定を準用することと読み替えを規定して追加しております。第123条では「参考人」について規定しております。第3項中の文言の整理を行っております。

附則につきましては、施行日を定めたもので、平成30年4月1日から施行するものがあります。

以上、提案理由といたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第33、議案第29号 訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書113ページです。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

本委員会条例の改正につきましては、先にご提案いたしました、訓子府町議会基本条例の制定に伴い、同条例に関わる規定の改正をするものであります。

議案書の113ページをお開きください。議員提案であります。

議案第29号 訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成30年3月7日提出。

本案の提出者は、訓子府町議会議員 余湖龍三、同じく、河端芳恵、同じく、西山由美子、同じく、山田日出夫の4名でございます。

記以下、改正条文が載っていますが、114ページの新旧対照表によって要旨をご説明いたしますので、お聞きください。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてごさいます。

第17条「傍聴の取扱い」では、委員会を原則公開として、誰もが傍聴することができることとするものであります。

また、同条第2項として、訓子府町議会傍聴規則の規定を準用することを追加しております。

第20条の「秩序保持に関する措置」及び第26条の2「参考人」では、文言等の整理を行っております。

附則につきましては、施行日を定めたもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明といたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号

○議長（上原豊茂君） 日程第34、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書117ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の117ページをお開き願います。

報告第1号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成30年3月7日提出、訓子府町議会議長 上原豊茂。

記

別 紙

次のページ、118ページをお開き願います。

平成30年2月5日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

平成29年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成29年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成29年度 定期監査結果報告書 別 紙

120ページをお開き願います。

3.「監査結果及び意見」という項目がございます。

この項目のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

3.「監査結果及び意見」

本年度の定期監査は、一般会計、特別会計、企業会計の6会計（業務期間平成29年4月1日～平成29年12月31日）について、事務事業の執行状況と成果の状況及び経営管理等を重点に監査を実施しました。

監査内容は、各課等の共通項目として備品管理（特に購入状況と廃棄処理状況）、個別事項としては担当事務、事業のうち13項目（別紙1）と5課等については所管している団体（別紙1別表）の経理事務管理状況の3点です。

監査方法は、各課等から事前に提出された資料について担当職員の説明を受け、質疑などを行い、関係書類の突合、点検を実施したものです。

この結果、それぞれの監査項目について、法令等に従い、適正な執行管理が行われていることを認めます。

なお、訓子府町民の生活、福祉、産業、教育文化等を支えるため多くの公共施設やインフラ資産があります。今後、これらの資産の改修、更新等に多額の経費が予測されることから、その対策を訓子府町公共施設等総合管理計画（計画期間平成28年度～平成37年度）を基本として進められるとともに、ソフト面の福祉施策等も含め基金の有効な処分、運用を図りつつ、財源と答申のバランスに配慮した行財政運営を望みます。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第35、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書132ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） ご報告申し上げます。

議案書の132ページをお開き願います。

報告第2号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成30年3月7日提出、訓子府町議会議長 上原豊茂。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年1月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成30年1月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページ、133ページ、134ページ、135ページにつきましては、説明を省略させていただきます。136ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年2月13日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成30年2月13日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページ、137ページ、138ページ、139ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、3月7日に追加で配布させていただきました3月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。140ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年3月6日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 上原豊茂様

平成30年3月6日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

次のページの141ページ、142ページ、143ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（上原豊茂君） 日程第36、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書144ページです。

二つの常任委員会から平成29年度閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず最初に、総務文教常任委員会からお願いします。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、平成29年度総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

この所管事務調査につきましては、平成30年第2回定例会におきまして、平成29年6月14日から平成29年3月31日までの間、閉会中も継続調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査および質疑の内容については省略いたしますが、平成30年1月19日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきますと思います。

(1) 入札執行状況については、今後も競争力を高めることに努めることを望むものである。

(2) まちづくり推進会議については、その機能を発揮できるように充実を図ることを望むものである。

まちづくりパワーアップ特別対策事業については、新規事業や地域コミュニティへの支援として、その成果が認められるところであり、今後とも事業の継続・拡充、周知の徹底を望むものである。

夜間町長室など広聴事業については、今後も継続し幅広い町民からの意見聴取の場の確保を望むものである。

(3) 国民健康保険事業については、新制度の周知徹底に努めるとともに、町民負担に配慮した事業の健全な運営を望むものである。

(4) 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められるところである。

なお、税の公平性の原則から、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者抑制への取り組み継続を望むものである。

(5) 各種福祉施策については、子ども医療費助成事業の対象年齢拡大の効果が見られ、子育て支援事業として評価するものであり、今後も事業継続を望むものである。

介護保険事業については、総合事業開始に伴い、要支援1、2の方がこれまでどおりサービスを利用できるよう利用者の実態に十分配慮した対応を今後も望むものである。

認知症高齢者見守り事業については、今後も一層重要な取り組みとなるため、その充実を求めるものである。

高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者支援事業については、その効果が認

められ、さらなる利用者への周知と制度拡充の検討を望むものである。

(6) 児童センターについては、子育て・教育面等において大きな効果が認められ、今後とも利用者の声を生かした施設としての充実に努めることを望むものである。

(7) 各種予防業務の実施については、各種事業内容は充実していると認められる。今後においてもPRの工夫により、事業の重要性及び効果を町民に広く理解してもらい、参加をより一層促進していくことを望むものである。

(8) 子育て支援センターについては、子育て世代への相談の場、母親などの交流・情報交換の場としての効果が認められ、今後も事業の継続を望むものである。

(9) こども園の運営については、異年齢教育・保育の効果がみられる。引き続き、体制整備を含め運営に万全を期すことを望むものである。

(10) 町営温水プールについては、町民へのスポーツの普及と健康管理を目的とした事業の継続・推進により、さらなる利用拡大を目指すことを望むものである。

また、事故防止に最善を尽くしながら、管理経費の縮減のための工夫をさらに望むものである。

(11) 図書館の運営については、今後も図書の利用拡大に向けた取り組みの継続を望むものである。

歴史館の運営については、今後もこれまでの歴史を収集した伝承資料の整備や活用などで、後世に残す地道な取り組みを望むものである。

(12) その他委員会の所管に関する事項

①地域担当職員制度については、地域とのパイプ役としてその活動は定着してきており、その成果が認められるところである。今後も地域と行政の距離を縮めることを望むものである。

②要保護・準要保護児童・生徒就学援助及び奨学資金貸付制度については、子どもの教育、学習機会を保障するため、今後も継続しさらに充実を図ることを望むものである。

③ふるさと納税については、今後も事業継続を望むものである。

④地域巡回講座については、一層のPRを含めて事業の充実を望むものである。

⑤文化・芸術振興事業については、アート・タウン・プロジェクト事業の一定の成果が認められるところである。今後は既存芸術品の活用、町民参加の仕組み作りを望むものである。

以上をもって、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

須河徹君。

○8番（須河徹君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、平成29年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても平成30年1月15日に委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思っております。

(1) 農業振興については、今後もT P P等に関する国内外の動向、情報を把握するとともに、その方向性に十分注視しながら関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じていくことを望むものである。

多面的機能支払交付金事業については、事業効果は大いに評価するが、本事業で対応しきれない部分への行政の検討を望むものである。

訓子府農業の展望を見据えた農地流動化の検討を望むとともに、担い手対策は、新規就農者支援事業及び青年就農給付金事業などで就農した人が定着するよう、関係機関と連携した政策の充実を図るなど、十分な効果が発揮できるよう望むものである。

(2) 畜産振興については、酪農家の多様な経営形態に応じた振興策を講じるようJ Aや関係団体と十分に連携し、支援制度拡充に向け国などに対し強く求めていくことを望むものである。

また、酪農家の安定経営にとって町営牧場の果たす役割は大きいですが、今後は牧場運営のあり方について利用者との検討を進めることを望むものである。

(3) 中小企業の振興については、住環境リフォーム促進事業や店舗出店等支援事業および店舗改修事業など、その効果は大いに評価できる。

就労助成金事業及び後継者育成助成金事業についても同様に評価するものであるが、今後商工会とより連携した事業の推進を望むものである。

(4) 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設等の適切な管理に努めることを望むものである。

(5) 温泉保養センターの運営については、今後も適切な管理のもと維持管理経費の縮減に努めるとともに、利用者拡大につなげていくことを望むものである。

(6) 町営住宅及び町有住宅の維持管理については、住宅使用料の滞納額の解消への努力が認められる。

また、今後も町営住宅及び町有住宅の有効活用を図るとともに、多様な住宅ニーズに応じた対応の検討を望むものである。

(7) 建築及び土木事業の執行については、今後とも財政健全化の推進を図るとともに、計画的な公共工事の執行を望むものである。

さらに、スポーツセンター建設などの大型事業の計画・実施に当たっては、今後も町民への情報提供を図り、財源確保の努力を求めるものである。

(8) 下水道事業の運営については、引き続き施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めていくことを望むものである。

(9) 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも有収率の向上に努めていくことを求めるものである。

さらに、老朽管の更新計画については、水道ビジョンを基に財源確保や財政状況を見据え、計画的な推進を望むものである。

(10) 道路・河川の維持については、災害などにより恒常的に被災する箇所は解消が望まれるところである。

また、道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し引き続き制度拡充を求めていくことを望むものである。

(11) 公園の管理状況については、今後においても遊具の日常点検とあわせ樹木の適切な管理を図ることを望むものである。

また、レクリエーション公園に関しては、町民の憩いの場として利用も多く、今後においては公園としての施設のあり方についての検討を望むものである。

また、レクリエーション公園に関しては、アート・タウン・プロジェクト事業の展開も含め、町民の憩いの場としてより生かせるよう検討することを望むものである。

(12) 町有林の維持管理については、森林の持つ水源かん養を重視し、町の財産としてその価値を高めていくため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めていくとともに、関係機関と連携を図り、適切な管理に努めていくことを望むものである。

また、森林認証の活用・PRなどにより、木材産業活性化への施策の推進を図ることを求めるものである。

(13) その他委員会の所管に関する事項

随意契約などの小規模工事の執行に当たっては、今後も地元業者にも考慮しながら公平で公正な執行を望むものである。

公用車の管理状況については、機能性や維持管理費、排ガス抑制に配慮した更新に当たることを望むものである。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

◎報告第4号

○議長（上原豊茂君） 次に、追加日程第1であります。

報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。議案書160ページです。

提出者からの報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 報告第4号の提案説明を申し上げます。議案書160ページをお開きください。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決を経た契約の軽微な変更について、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書をご覧ください。

本契約に係る工事名は、スポーツセンター等解体工事であり、契約の相手方につきましては、久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏であります。

契約金額は、去年の12月議会において議決いただいた、ここには記載していませんが、当初契約額1億7,647万2千円を括弧書きに記載したとおり1億5,603万8,400円に変更したものを産廃処分料など、事業が確定したことに伴い、1億5,887万8,800円に契約変更したものであります。

工事の概要につきましては、スポーツセンター解体工事で床面積2,680.11㎡、青少年研修館解体工事、床面積157.14㎡で変更ございません。

前回は、アスベストが設計含有量と比較し、大きく減少したため、事業費が約2千万円

の減額となり、軽微変更範囲の300万円を超えたことから、途中で契約変更を締結し、議決をいただいたところです。

最終的には、この調整済みのアスベスト含有量の減のほか、コンクリートブロックとがれき等が想定よりも多く、また地中から公民館とスポーツセンターをつなぐ2本の管、これが出てきたものですから、これに対する処分および埋め戻し、この経費が必要となったことから、前回の契約変更時から284万円の増、当初契約からは1,760万円の減となります1億5,887万8,800円に契約変更したものであります。

以上、報告第4号、議会の議決を経た契約の軽微な変更についての専決処分の報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎議案第31号

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第31号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の151ページになります。

今回の追加補正につきましては、前段の専決のところでも課長からも説明しましたスポーツセンター等解体工事に係る廃棄物等の数量確定に伴う事業費の確定とスポーツセンター建設事業に係る年度間の事業量配分の変更、それに国の補正予算などによる道営の農地整備事業を中心に7本の繰越事業についてそれぞれ関連経費を補正するというものが主な概要でございます。

それでは、議案第31号 平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ3,265万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ53億4,519万3千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくこととしまして、後ほどの154ページ以降の事項別明細の中で説明していきたいと思っております。

第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正についてそれぞれ定めており、それぞれ153ページの第2表と第3表により説明させていただきます。

まず、153ページ、上の表の繰越明許費の補正では、これは158ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思えます。ここの一覧にございますように、まず上から、道営訓子府北西地区農地整備事業では、これは国の補正予算などによる繰越で、内容としましては、区画整理35.1ha、それと土層改良の附帯工で1,144万1千円の繰り越しというものでございます。

次に、道営訓子府高園地区農地整備事業では、これも同じく国の補正による区画整理で26.3haで1,020万円の繰り越しになります。

その下の、道営訓子府川南地区農地整備事業では、これも国の補正、これは補正だけじ

やありませんけども繰り越しでございまして、区画整理で20ha、暗渠排水で10ha、土層改良で10ha、合わせまして事業費で2,789万7千円の繰り越しとなっております。

次に、道営山林川地区水利施設整備事業では、これは改修延長75m、これらなどで1,589万円の繰り越しでございます。

次に、農業経営高度化促進事業促進費負担事業では、これは道営の中央一期・二期地区の用水路整備に係る促進費とパワーアップ分を土地改良区に交付するという負担金でございまして155万8千円の繰り越しとなっております。

次に、道営訓子府中央一期地区農業水利施設保全合理化事業では、これは面工事の区画整理が0.89ha、事業費で370万円、負担金ですと46万3千円、これを繰り越すというものでございますけども、この他に、これ町の予算にならない部分、通らない部分でございますので、これは土地改良区の用水路事業費でございます。この繰り越しと一緒に繰り越していくという事業になりますけども、その土地改良区の事業費が2,228万6千円、これが一緒に繰り越していくということになります。

次に、道営訓子府中央二期地区農業水利施設保全合理化事業では、これも一期と同様に面工事の区画整理3ha、これ事業費で1,020万円、これ負担金に直しますと127万5千円になります。これは二期地区については、用水路工事がありませんので、面工事の、この分だけの繰り越しということになります。

次に、153ページに戻っていただきまして、まず、下の表の地方債の補正では、平成29年度分の事業費確定に伴い、道営山林川地区水利施設整備事業で2,250万円から2,310万円へ、それとスポーツセンター建設事業では2億1,720万円から1億4,770万円へ地方債の限度額をそれぞれ変更するというもので、起債の方法および利率については、変更はございません。

ここですすね、159ページ、ここでは地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書でございますけども、右側の下から3行目にありますように、変更後の平成29年度末の現在高見込額は47億5,188万4千円というふうになってございます。

それでは、156ページ、ここからは、歳出の事項別明細の方から先に説明させていただきます。歳出です。

まず、6款、農林水産業費の1項、5目の農業基盤整備事業費の事業区分、右側、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、これは国の追加補正、先ほど言いましたように、区画整理分で35.1ha、事業費で6,273万円増えておりまして、負担金の額でいきますと1,066万5千円の追加というふうになってございます。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業負担金では、これも同じく区画整理が26.3ha、事業費ベースで4,997万8千円増で、負担金で申しますと849万7千円の追加となっております。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金では、区画整理で20ha、土層改良で12.9ha、暗渠排水で14.4ha、事業費ベースで1億6,096万4千円の増で、負担金でいきますと2,736万4千円の追加というふうになります。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業負担金では、改良延長が伸びたことによりま

して、事業費ベースで759万8千円の増で、負担金に直しますと171万円の追加ということになります。

そして次にですね、ちょっと一つ飛ばしまして、道営訓子府中央一期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、これは用地補償費で、事業費が117万6千円増ですけども、負担金に直して14万7千円の追加ということになります。

その下の道営訓子府中央二期地区農業水利施設保全合理化事業負担金では、これは面工事の調査設計になります。事業費で868万8千円増で、負担金に直しますと108万6千円の追加ということになります。

先ほど一つ飛ばしたところに戻っていただきまして、農業経営高度化促進事業促進費負担事業負担金ですけども、これは中央一期と二期地区の対象事業費が増えたことによりまして、道の促進費とパワーアップ分を土地改良区へ交付するというもので31万6千円を追加しているものでございます。

次に、157ページの方になります。

10款、教育費、6項、2目の体育施設費の事業区分、5. スポーツセンター建設事業の委託料、スポーツセンター建設工事実施設計業務につきましては、これは執行残で62万4千円の減ということです。

その下になりますけども、工事請負費、スポーツセンター等解体工事では、12月の定例議会でアスベスト関連による1回目の請負契約の変更議決をいただいているところでございます。今回、解体工事の終了に伴いまして、廃棄物処理量などの数量および工事請負費が確定したということで、先ほど課長の方からも説明させていただきましたけども、それに合わせて事業費を予算を整理させていただいたというものでございます。

まず、繰り返しになるかもしれませんが、当初からの流れ、課長からも先ほど言いましたけども、もう一度言わせていただきますけども、まず当初予算の1億8,144万円に対して落札額が1億7,647万2千円、ここで496万8千円の減、そしてアスベスト関連の変更契約となる1回目の設計変更で2,043万3,600円の減額、そして今回の産業廃棄物処理量などの量の確定によりまして、2回目の設計変更で284万400円、これは増です。増えます。これら差し引きしますと、当初予算と比較しますと合計で2,256万1千円の減額という形が今回の予算でございます。

その下のスポーツセンター建設工事では、平成29年度の補助要件事業量が全体事業費の1%以上ということが国から指示されましたので、当初746万3千円で計画しておりましたけども、今回612万4千円を追加し、今年の方は全部で1,358万7千円とするものでございます。これによりまして、平成29年度で実施する地盤改良は当初の予定でいくと大体45%ぐらいだったんですけども、75%ぐらいに変更して実施するというようになります。

次に、154ページに戻っていただきたいと思えます。ここからは歳入になります。

一番上の表の11款、1項、1目、農林水産業費分担金では、それぞれの事業の確定と国の補正予算による増額に伴う受益者分担金ということになります。

次に、真ん中の表の13款、2項、5目の教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金では、これはスポーツセンター解体工事の事業確定によるものでございまして5,246万4千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の14款、2項、4目の農林水産業費道補助金の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金では道営農地整備事業にかかるパワーアップ分でございます、事業の確定と、先ほど言いました国の追加補正分で695万円を追加しているものでございます。

次に、その下の農業経営高度化促進事業促進費補助金では、道営農地整備事業にかかる、これは道の促進費になります。同じく事業の確定と国の追加補正分で1,398万円を追加しているものでございます。

次に、155ページの上の表の17款、1項、1目の財政調整基金繰入金では、これは今回の追加補正に係る財源調整で631万9千円の追加でございます。

次に、下の表で20款、1項、2目の農林水産業債の道営山林川地区水利施設整備事業債、これは過疎ですけども、事業の延伸に伴いまして60万円を追加しているというものでございます。

次に、その下の教育債、スポーツセンター建設事業債、これも過疎ですけども、解体工事の事業費確定になったということで6,950万円の減額でございます。

最後に、別に配布しております資料1をご覧くださいと思います。

これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の見込みになります。

今回の補正予算による基金繰入を行った後の一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように43億5,736万4千円というふうになってございます。

以上、平成29年度訓子府町一般会計補正予算(第11号)の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(上原豊茂君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査について

○議長(上原豊茂君) お諮りいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から所管事務調査について、平成30年度閉会中も継続して調査できるよう、議決の願い出が議長に対して出されております。

これを議題とし、総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の所管事務調査を認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会委員長および産業建設常任委員会委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成30年度中も継続して調査できるよう決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(上原豊茂君) これにて、平成30年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時42分